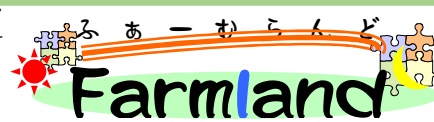




鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



第59号

令和3年5月

令和3年度事業計画書(活動計画書)の認定等について

1. 対象活動組織

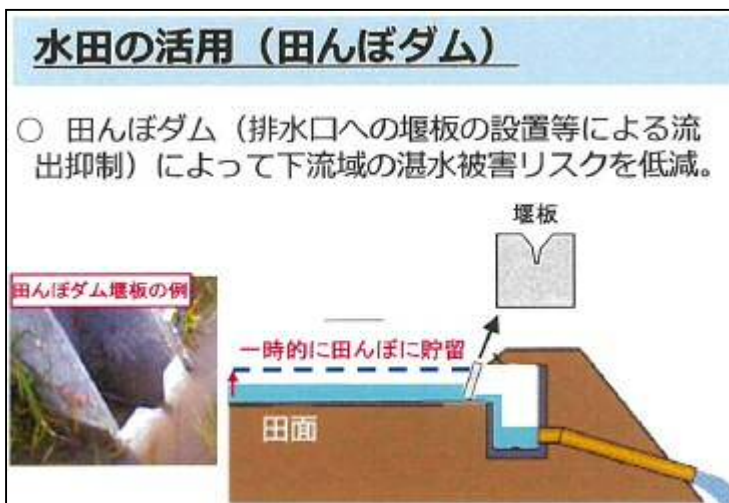
新規活動組織	令和3年度から新たに取組む活動組織(含む、復活活動組織)
再認定活動組織	令和2年度期間満了活動組織のうち、令和3年度から再び取組む活動組織
変更活動組織	<p>① 変更があった対象活動組織 対象農用地面積の変更 対象施設の追加(長寿命化において、当初、水路のみに農道追加等) 活動組織の変更(広域化、合併する活動組織)</p> <p>② 新たな活動を追加する活動組織 資源向上支払交付金(共同活動、長寿命化)活動の追加</p> <p>③ 新たに田んぼダムに取組む活動組織 又は、工、水田貯留機能増進・地下水かん養 48 水田の貯留機能向上活動のうち、排水調節版の設置等を行っている既存活動組織で協定終了年までに1/2以上の面積で実施する活動組織</p>

2. 提出様式：市町村から提供される令和3年度版の様式により作成して下さい。

3. 提出期限：原則、**6月末までに**市町村担当者へ提出して下さい。

田んぼダム(水田の雨水貯留機能の強化)について

- 取組面積の要件：資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上
(広域活動組織の場合は集落毎に交付を受ける田面積の1/2以上)
- 加算単価：400円/10a (※注1・※注2)
 ※注1) 加算適用期間は、本事業計画の変更の認定を受けた年度から当該活動期間の終了年度まで。
 ※注2) 農地・水保管理支払の取組を含め5年間以上実施、又は長寿命化のための活動に取り組む活動組織は0.75を乗じた額(300円/10a)。



田んぼダムの実施は大雨時の効果発現を目的としているため、営農に支障がある期間を除き通年とします。

ラジコン草刈り機の貸出しについて

多面的活動組織を対象にラジコン草刈り機のモニターとして、**最大で1週間、無料で貸し出します**。地形条件によってはラジコン草刈り機が使用できない場合がありますのでリモコン草刈り機の仕様並びに特徴が、現地の地形条件に合致するか判断をお願いします。

貸出の申し込みは、市町村の多面担当者を通じて、協議会事務局（水土里ネットとっとり）へお申し込みください。



仕 様

刈幅	500 mm
刈高	40, 52, 64mm (3段階調節可)
全長	1,089 mm
全幅	811 mm
全高	610 mm
重量	124 kg

ラジコン草刈り機貸出規定（抜粋）

- 貸出対象 : 多面的機能支払交付金活動組織、協議会会員
- 貸出期間 : 最大7日間（土日祝を含む）
- 貸出返却日 : 土日祝日を除く、8:30～17:15の間
- 貸出料 : 無料
- 借受け、返却の場所及び運搬
: 協議会事務局（水土里ネットとっとり本部事務所）
: 借受け者において運搬車両（軽トラック等）を準備、運搬
- 燃料 : 混合油（50：1）を満タン状態で返却
- 破損、欠品、修理対応及び損害対応
: 借受け者へ負担請求する場合がある。
: ラジコン草刈り機の使用による損害はいかなる場合でも借受け者の負担とする

ご存知ですか？

1. 次年度への持越金

1年間の活動終了後、交付金の3割を超え、かつ100万円以上の持越を行う場合は、「持越金の使用予定表」の提出が必要になっています。すでに、令和2年度実績報告で提出をされた活動組織もあります。

2. 活動期間終了時の持越金

実施期間終了年度末にあっては、翌年度に再認定を受け活動を継続する場合のみ持越しが可能。但し、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づくものに限られる。（複数年に亘る持越不可）又、再認定を受けない活動組織に交付金の執行残（持越金）がある場合は、交付金返還となります。

3. 地域資源保全管理構想（**5年以内に必ず提出**）

5年間の活動終了時まで、目指すべき保全管理の姿やそれに向けて取り組むべき活動・方策等を「地域資源保全管理構想」として作成して下さい。作成されなかった場合は、対象組織に対して交付した交付金の全額を事業計画の認定年度に遡って返還となります。

新型コロナウイルス対策

- ①参加者の検温②使用する機械やヘルメット等の消毒③発熱がある者への対応と連絡体制の事前整備
④手指の消毒とマスクの着用⑤作業間隔を広く取る等の工夫をするなど、感染防止に努めましょう！

多面に関するご質問・お尋ね等は各市町村担当者又は下記までお願いします。

	問 合 先	電話番号
東 部	鳥取県農地・水保全課	0857-26-7334
	鳥取県東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
	水土里ネットとっとり（協議会事務局）	0857-38-9500
中 部	鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
	水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-47-0055
西 部	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665
	水土里ネットとっとり米子事務所	0859-32-9710



高めよう
地域協働の力！